

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 管理担当
不利益処分名	都市公園法第27条第1項に基づく許可の取消し等
根 拠 法 令	都市公園法
根 拠 条 項	第27条第1項
連 絡 先	(電話 621-5295)
処 分 基 準	<p>【根拠条文】 (監督処分) 第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者</p> <p>基 準 2～10 【略】</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日